認知機能検査員講習実施要領の制定について（例規）

（制定：令和４年５月13日　運免第73号）

和歌山県警察本部長から各所属長宛て

この度、高齢者講習等並びに認知機能検査及び運転技能検査の実施に関する規則（平成21年和歌山県公安委員会規則第15号）第10条の規定に基づき、認知機能検査員講習実施要領を別記のとおり定め、令和４年５月13日から実施することとしたので、適正に運用されたい。

なお、「認知機能検査員講習の実施要領の制定について（例規）」（平成21年12月21日付け運免第81号）は、本例規通達の施行に伴い廃止する。

別記

認知機能検査員講習実施要領

第１　目的

この要領は、高齢者講習等並びに認知機能検査及び運転技能検査の実施に関する規則（平成21年和歌山県公安委員会規則第15号。以下「規則」という。）第10条の規定に基づき、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条の２第１項第３号イに規定する認知機能検査を行う検査員（以下「認知機能検査員」という。）を養成する講習（以下「認知機能検査員講習」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第２　体制

１　主管課長

交通部運転免許課長（以下「主管課長」という。）は、検査の適正かつ効果的な運用に資するため、認知機能検査員講習に関する事務を統括するものとする。

２　認知機能検査員講習指導官

⑴　認知機能検査員講習に関する事務を処理するため、交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に認知機能検査員講習指導官（以下「講習指導官」という。）を置く。

⑵　講習指導官は、運転免許課の課長補佐以上の職にある者の中から主管課長が指定する。

⑶　講習指導官は、次に掲げる事務を行うものとする。

ア　講習の指導案の作成に関すること。

イ　講習内容及び講習方法の改善並びに講習教材の研究開発に関すること。

ウ　講習効果の検討に関すること。

エ　アからウまで以外の講習に関すること。

３　認知機能検査員講習指導員

⑴　認知機能検査員講習における受講者に対する指導教養は、講習指導官の指揮監督を受け、認知機能検査員講習指導員（以下「講習指導員」という。）が実施するものとする。

⑵　講習指導員は、警察庁が実施する認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する研修を終了した者の中から主管課長が指定する。

第３　認知機能検査員講習受講者の資格

認知機能検査員講習の実施日の年齢が21歳以上の者とする。

第４　認知機能検査員講習実施要領

１　実施日時及び場所

⑴　講習は、おおむね年に１回実施し、実施日時及び場所は主管課長が定めるものとする。

⑵　主管課長は、実施日時及び場所を定めた場合は、当該実施日の一月以上前に、認知機能検査員講習の実施に必要な事項とともに、和歌山県警察ホームページ等により公表するものとする。

２　講習内容等

⑴　講習項目等

講習項目、講習内容及び講習時間の基準は、別表のとおりとする。

⑵　講習方法

ア　講習項目「高齢者と認知症の実態及び基礎理論」については、視聴覚教材「認知症を知る：正しい理解のために」（警察庁交通局運転免許課作成）により行うこと。

イ　講習項目「高齢運転者対策の概要」については、「高齢運転者対策の概要」（警察庁交通局運転免許課作成）を参考に、県下の実情に応じて運転免許課が作成した資料を用いて、講義形式により行うこと。

ウ　講習項目「認知機能検査の実施方法」については、「認知機能検査の実施要領について」（令和４年３月２日付け警察庁丁運発第47号）の別添「認知機能検査の実施要領」を活用して、次の基準により行うこと。

(ｱ)　講義形式により、検査実施に当たっての心構え、検査の実施要領、検査の採点及び検査結果の通知について説明を行う（40分間）。

(ｲ)　講師による検査の模範実施を行い、模範実施後、受講者からの質疑対応を行う（40分間）。

(ｳ)　受講者が二人一組になって、受講者が相互に検査の模擬実施を行う（60分間）。

(ｴ)　模擬実施後、受講者からの質疑対応を行う（10分間）。

⑶　自動車安全運転センターが実施した研修、補充講習又は伝達補充講習を終了した者に対する講習項目の免除

次の講習等を終了した者は、「高齢者と認知症の実態及び基礎理論」及び「高齢運転者対策の概要」を受講しているので、認知機能検査員講習の講習項目と重複することから、当該講習項目を免除することができる。

なお、重複する講習項目を免除する場合には、自動車安全運転センターが実施した研修、補充講習又は伝達補充講習を終了した旨が記載されている書面を確認すること。

ア　認知機能検査の導入に当たり自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員補充講習を終了した者

イ　アの者が補充講習の内容を伝達することによる講習（伝達補充講習）を終了した者

ウ　平成21年４月１日から平成22年３月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した高齢者講習指導員研修を終了した者

エ　平成21年４月１日から平成25年３月31日までの間に自動車安全運転センターが実施した新任運転適性指導員研修又は運転適性講習指導員研修を終了した者

３　受講申請

⑴　受講の申請は、年齢を証明することができる書面の写しを添付した認知機能検査員講習受講申請書（別記様式第１号。以下「受講申請書」という。）に必要事項を記載させ提出させるとともに、和歌山県証紙により講習手数料を徴収するものとする。

⑵　２の⑶の認知機能検査員講習の一部免除に該当する者の申請には、研修、補充講習又は伝達補充講習を終了した者であることを証明することができる書面の写しを受講申請書に添付させるものとする。

４　受講者名簿の作成

主管課長は、受講申請を受けたときは、認知機能検査員講習受講者名簿（別記様式第２号。以下「名簿」という。）を作成し、その状況を明らかにしておくものとする。

５　終了証の交付

⑴　認知機能検査員講習の課程を終了した者に対し、終了証（別記様式第３号）を交付するものとする。

⑵　主管課長は、終了証を交付したときは、名簿にその旨を記載するものとする。

別表（第４の２の⑴関係）

認知機能検査員講習

講習項目	講習内容	時間（分）
高齢者と認知症の実態及び基礎理論	１　認知症の実態と認知症に関する基礎理論 ２　認知症の症状と対応方法	90
高齢運転者対策の概要	１　高齢運転者の交通事故情勢 ２　認知機能検査の内容 ３　認知症のおそれがある者に対する臨時適性検査又は診断書提出命令の実施 ４　運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書 ５　安全運転相談	60
認知機能検査の実施方法	１　認知機能検査の実施方法 ２　検査結果の採点方法 ３　検査結果の伝達方法 ４　認知機能検査の模擬実施（ロールプレイング）	150

（別記様式省略）